

## 登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン（解説）

### （目的）

第1条 このガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）を補完するものとして、登別市における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、設置者が主体的に遵守すべき事項や必要な手続き等を定めることにより、登別市民の安全・安心、良好な景観及び自然環境を確保するとともに、秩序ある再生可能エネルギー事業の実施を促すことを目的とする。

### 【解説】

昨今の再生可能エネルギー発電設備の建設を巡っては、生活環境や景観上の懸念等をめぐる地域住民との関係悪化や丁寧な説明が不足していることに起因するトラブルが顕在化している。資源エネルギー庁のガイドラインでは、設置者が順守すべき事項が整理され、自治体や近隣住民への理解を求めることは記載されているが、市への届出を求めているものではない。このため、本ガイドラインで市への届出等を盛り込むことで、市においても再生可能エネルギー発電施設の情報を得るとともに、市から設置者に対し、地域住民への配慮など、秩序ある再生可能エネルギー事業の実施を促すことができるようにするものである。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置者 再生可能エネルギー発電設備を設置する者をいう。
- (2) 地域住民 再生可能エネルギー発電設備設置予定地周辺の住民、事業者及び町内会関係者をいう。
- (3) 景観 海、山、川等の自然要素若しくは建物、道路等の人工的要素又はこれらの要素で構成された景色をいう。
- (4) 発電事業 再生可能エネルギー発電設備における発電及び売電事業をいう。
- (5) 発電出力 再生可能エネルギー発電設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。
- (6) 発電事業者 再生可能エネルギー発電設備により発電事業を行う者をいう。

**【解説】**

このガイドラインを運用するに当たり中心となる用語を定義し、その範囲を明確にするものである。

「景観」は登別市景観とみどりの条例の用語の定義と同様としている。

(対象設備)

第3条 本ガイドラインの対象となる設備は、次に掲げる発電出力が10kw以上の再生可能エネルギー発電設備とする。ただし、設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものについては除く。

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 風力発電設備
- (3) 水力発電設備
- (4) その他の再生可能エネルギーを利用した発電設備

**【解説】**

対象とする発電設備の出力については、産業用太陽光発電に区分される10kw以上とした。また、本ガイドラインは売電を目的としている発電設備を対象としていることから、住宅工場倉庫等の屋根等に設置し、主に自己消費を目的としているものは除くこととしている。

また、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備にあっても、設置に係る開発が行われることから全ての再生可能エネルギー発電設備を対象とすることとしている。

(対象地域)

第4条 本ガイドラインの対象となる地域は、市内全域とする。

**【解説】**

対象地域を登別市内全域としたものである。

(地域住民への説明会等の実施)

第5条 設置者は、第3条に掲げる設備で、かつ発電出力が50kw以上の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、速やかに地域住民に対する説明会を実施し事業内容を周知するものとする。ただし、近隣住民が少ないなどの理由で戸別訪問等により周知する場合は、この限りでない。

2 設置者は、説明会又は戸別訪問等（以下「説明会等」という。）において、地域住民から出された要望及び意見に対しては、誠意をもって対応するものとする。

3 設置者は、前2項の規定による地域住民に対する説明会等を実施した日から14日以内に住民説明会等概要報告書（別記様式第1号）を市長に報告するものとする。

4 設置者は、設置等に係る進捗状況について、必要に応じて住民等に報告するものとする。

**【解説】**

発電設備の設置におけるトラブルは、設置者による地域住民への丁寧な説明が不足していることが原因となっていることが見受けられる。このため、住民説明会の実施状況を、設置者から市へ報告することで、市で地域住民の意見やそれに対する事業者の回答状況を把握するとともに、設置者に対して地域住民への丁寧な対応を促すものである。地域住民への周知の方法としては、説明会の方式が効果的であるため、原則説明会としているが、地域住民が少ないなどの理由で説明会を開催することが困難な場合は、戸別訪問等による地域住民への周知でも差し支えないものとしている。

住民説明会の開催時期として、地域住民から建設反対など住民理解を得られない状況に陥ってしまうと、住民理解を得て事業を開始することが難しくなるため、計画変更等を選択することができる段階である、その計画の概要が明らかになった時点で住民説明会等を行うことが望ましい。さらに、第4項の「必要に応じて」とは、計画に大規模な変更等が生じた場合を想定している。

また、住民説明会等概要報告書（別記様式第1号）の提出期限は速やかな報告を求めるとし、住民説明会等実施後「14日以内」としている。

なお、住民説明会等の実施対象となる設備は、実質的に同一の事業者が、複数の発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kw以上となる設備（電気事業法施行規則による分割案件）を含むものとする。

(事業計画等の届出)

第6条 設置者は、再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、事業に着手する60日前までに、再生可能エネルギー発電設備設置計画等届出書(別記様式第2号)に関係書類を添付し、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出を行った設置者は、計画等を変更又は中止しようとするときは、変更又は中止する日の30日前までに、再生可能エネルギー発電設備設置計画等変更・中止届出書(別記様式第3号)を市長に届け出るものとする。

**【解説】**

資源エネルギー庁のガイドラインでは、設置者が遵守すべき事項が整理され、自治体や地域住民への理解を求めることは記載されているが、市への報告を求めているものではないため、設置者が市へ再生可能エネルギー発電設備の計画等について届出することにより、市で発電施設の計画状況を把握するものである。

再生可能エネルギー発電設備計画等届出書(様式第2号)の提出期限は、市及び事業者ともに早めの対応が効果的と考えることから事業に着手する「60日前まで」、再生可能エネルギー発電設備変更・中止届出書(様式第3号)の提出期限は、変更又は中止する日の「30日前まで」としている。

(設備の設置及び運用を行うに当たって遵守すべき事項)

第7条 設置者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の設置場所について、著しく傾斜している土地やその周辺を選定する場合は、安全性を確保するために必要な措置を講ずること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の景観等に与える影響を最小限に抑えるよう十分配慮し、設置及び運用により景観を著しく阻害する場合は、設置者が改善のために植樹等の必要な措置を講ずること。
- (4) 騒音、振動、光害等により、地域住民の健康又は生活環境を害することのないよう十分配慮すること。
- (5) 雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講じること。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備を設置した場所の除草等環境整備に努め、周辺環境に十分に配慮すること。
- (7) 事故、自然災害等により、発電設備が破損した場合は、被害を最小限にとどめる措置を講じ、速やかに関係機関及び地域住民等に連絡するとともに、復旧または撤去を行うこと。
- (8) 再生可能エネルギー発電設備の外部から見えやすい場所に、設置者名や連絡先などを記載した標識を掲示すること。標識の記載内容は、国のガイドラインを遵守すること。
- (9) 国のガイドラインを遵守し、再生可能エネルギー設備の種類に応じた適切な発電事業及び再生可能エネルギー事業終了後の適切な撤去を行うこと。
- (10) 太陽光発電設備を設置する者は、環境省が策定する「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を参考に環境配慮の取組を行うこと。
- (11) 経済産業省資源エネルギー庁が策定する「廃棄等費用積立ガイドライン」を遵守し、再生可能エネルギー事業終了後の適切な撤去に向け、計画的な費用の確保を行うこと。
- (12) 再生可能エネルギー設備の設置及び運用に起因して発生した苦情等が寄せられた場合は、迅速かつ誠実な対応をとること。

#### 【解説】

災害対応、景観・自然環境、生活環境等の観点から遵守する事項をまとめたものである。

また、適正な事業実施の確保等を図るため、設置する再生可能エネルギー設備の種類に応じた、国が策定する各種ガイドラインを遵守することを改めて市から設置者へ促すものである。

なお、1例ではあるが、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」では「発電設備の設置後に地域住民より太陽光発電設備に起因すると考えら

れる障害の申出があった場合、必要な範囲で適切な対応を行うことが求められる」とあるが、登別市においては、事業期間中に設置者と地域住民において良好な関係を維持するため、発電施設の設置に起因して発生した苦情等が寄せられた場合は、迅速かつ誠実な対応をとるよう促すものである。

加えて、再生可能エネルギー事業が終了した際に、設備が撤去されずにそのままになってしまう事例に対処するため、廃棄に関する費用の積立についても記載している。

(設置完了の届出)

第8条 第6条第1項の規定による届出を行った設置者は、当該届出に係る設置が完了したときは、完了後14日以内に再生可能エネルギー発電設備設置完了届出書(別記様式第4号)を市長に届け出るものとする。

**【解説】**

第6条で届出があった設備設置について完了したことを届出することにより、市で発電施設の設置状況を把握するものである。

再生可能エネルギー発電設備設置工事完了届出書(様式第4号)の提出期限については、速やかな報告を求めるものとし、設置完了後「14日以内に」とした。

(発電事業の事業者変更)

第9条 発電事業者の名義が変更となる場合（本ガイドラインの施行日において、既に再生可能エネルギー設備を設置し、発電事業を行っていた者も含む。）において新たな発電事業者は、名義が変更された日から14日以内に再生可能エネルギー発電事業の設置者変更届出書（様式第5号）を市長に届け出るものとする。

**【解説】**

発電設備は、事業承継など様々な理由により、名義人が変更されることがある。事業者が変わることにより、本ガイドラインの内容等についても旧発電事業者から新発電事業者に対してしっかりと引き継ぎが行われるようにすることを促すものである。

また、新発電事業者が届出を行うことにより、市としても新事業者の会社情報や連絡先等を把握するものである。

再生可能エネルギー発電事業の設置者変更届出書（様式第5号）の提出期限については、速やかな報告を求めるものとし、名義が変更された日から「14日以内に」とした。

(廃止の届出)

第10条 発電事業者（本ガイドラインの施行日において、既に再生可能エネルギー設備を設置し、発電事業を行っていた者も含む。）は、発電事業を終了し、再生可能エネルギー発電設備を廃止したときは、廃止後14日以内に再生可能エネルギー発電設備廃止届出書（別記様式第6号）を市長に届け出るものとする。

2 設置者（本ガイドラインの施行日において、既に再生可能エネルギー設備を設置していた者も含む。）は、発電事業を終了し、再生可能エネルギー発電設備を廃止したときは、発電設備を速やかに撤去する等、適正に処理するものとする。

**【解説】**

設置者が発電事業を終了する場合、再生可能エネルギー発電設備の廃止について市に届出することにより、市で発電施設の管理・運営状況を把握するものである。なお、再生可能エネルギー発電設備廃止届出書（様式第5号）の提出期限については、速やかな報告を求めることとし、廃止後「14日以内に」とした。

また、今般不安視されている発電設備の廃棄について適正な処理を促すものである。

なお、本条においては、本ガイドラインの施行日において、既に再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電事業を行っていた者も含むこととし、発電設備が撤去されずにそのままになってしまうことのないように促すものである。

(指導、助言等)

第11条 市長は本ガイドラインに定めるもののほか、本ガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し必要な事項について報告を求め、適切な措置をとるべく指導及び助言等を行う。

2 市は設置者が関係法令等に定める義務を遵守しないときは、経済産業大臣へ情報を提供するものとする。

**【解説】**

このガイドラインに定めているもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、十分に協議のうえ、設置者に対し、必要な事項について報告を求め、市が指導及び助言等を行うこととする。

また、設置者が関係法令等に定める義務を遵守せず、市からの再三の求めに対応しないときには、経済産業大臣へ情報提供することとしたものである。

(ガイドラインの見直し)

第12条 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

**【解説】**

社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて随時見直しができるようにし、社会情勢に応じた適切な対応が可能となるようにするものである。